



12 海野勝珉《琵琶湖凶名刺盆》一点

明治二十九年（一八九六） 四分一・金・銀／象嵌
二一・三×二七・五×二・二

琵琶湖の湖面に舟が浮かぶ様子を、名刺盆の見込み全面を使って絵画的に表した作品。空と湖面を水平線を境に色味の異なる四分一（臙銀）で、鮮やかに二分割している。現状では暗色であるが、『日本美術協会報告』第百一号（明治二十九年六月）に掲載された出品時の受賞理由に「暁景眞ヲ寫ス」とあるので、湖上に浮かぶのは月ではなく朝日として見るべきものである。空にかかる雲と左右両岸の山並みは鋤影で周囲を掘り下げて表し、雲間から覗く太陽とその光を受けた雲の輪郭、湖面に映る陽光は金象嵌である。舟の帆は銀象嵌で、舟は逆光を受けて湖面に影を映し、その影は空と同色の四分一で象嵌されている。さらに、手前左の舟にはシルエットとなった人物まで細かに彫り表されている。これらは優れた色彩感覚を持つ海野ならではの表現であると言えるだろう。

一八九三年のシカゴ万博では、出品の際に重視された「絵画」という規格に合わせるために、「凶額」という絵画と工芸が合致したかのような額装形式の工芸品が採用された。そのほかにも、本作のように平面性の強い器形に絵画的図様を表した作品が、輸出振興を唱えていた明治中期まで、推奨すべき作例として製作されていた。本作も、落款のような銘の切り方を含め、絵画作品の形式に限りなく近づくことを目指したものである。

本作は、明治二十九年五月に開催された日本美術協会の春季美術展覧会で二等賞銀牌を受賞し、宮内省に買い上げられた。前掲No.7《蘭陵王置物》と同じく美術商・林九兵衛によって出品され、海野と同じく林も二等賞銀牌を受賞した。



- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

明治の彫金―海野勝珉とその周辺

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 41

編集 宮内庁三の丸尚蔵館

制作 株式会社東京美術

翻訳 横溝廣子

発行 宮内庁

平成十八年九月二十三日発行

© 2006, The Museum of the Imperial Collections